

平成29年10月評議会

1. 30年度の保険料率について

- 収支見直しを見ると、賃金が上昇しないケースⅢの場合であっても平成33年度末の準備金は法定準備金の2.7倍となる。これだけの準備金が残るのであれば、5年間程度は保険料率を引き下げてもよいのではないか。
- 被保険者の立場から言えば、保険料率が少しでも下がることはありがたいが、その反動で急激に上がるのであれば将来設計が立てにくくなる。

2. 30年度の激変緩和措置について

- これまで通り、計画的に解消していただきたい。

3. 保険料率の変更時期について

- 例年通り4月納付分からよいと思う。

平成30年1月評議会（集約意見）

1. 30年度の保険料率について

- 全国平均保険料率の10%据え置きおよび激変緩和率の10分の7.2への引き上げが決まれば、神奈川支部の都道府県単位保険料率は自ずと決まる。9.93%に対して異論はない。

2. 30年度の激変緩和措置について

- 都道府県ごとに保険料率が異なることに合理性はあるが、激変緩和率の引き上げにより最も高い県と最も低い県の保険料率の差がさらに拡大することは疑問なしとしない。激変緩和率の拡大については再考が必要ではないか。